

「出入国在留管理基本計画案」に対する意見

2019年4月

一般社団法人 新経済連盟

弊連盟は、2018年10月、以下の点を基本スタンスとする、外国人受入れとイノベーション促進に関する政策提言（以下「新経連提言」という。）を公表し、法務省にも提出させていただいているところである。

- 外国人受入れは社会に多様性をもたらし、イノベーションの源泉となり得る（当面の人手不足もさることながら、むしろ中長期的な競争力強化の視点で検討が必要）
- 国際的な人材獲得競争で優位に立つためにも、日本は外国人にとって生活しやすいかという視点での検討、在留資格等諸制度の見直しが必要
- 本来就労者ではない在留資格を有する者（技能実習生等）が事実上の戦力となっている制度のゆがみを直視し、抜本的な対応が必要

（ご参考：<https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/4700.html>）

今般の出入国在留管理基本計画案を含め、最近の政府の施策は概ね新経連提言の方向性に沿ったものであると考えているが、以下の諸点について、新経連提言の考え方に基づき、意見を提出する。

【意見1】

（該当箇所）

Ⅲ 出入国在留管理行政の主要な課題と今後の方針 柱書

（意見の内容）

上記箇所において、出入国在留管理行政における取組の基本方針として、「我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと」、「受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと」、「難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な保護の推進を図っていくこと」が掲げられている。これらの基本方針は、新経連提言の考え方と合致するものであり、賛成する。政府におかれては、今後とも、これらの基本方針に沿った効果的な施策を立案・実施いただきたい。

【意見 2】

(該当箇所)

Ⅲ 出入国在留管理行政の主要な課題と今後の方針

1 我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

(2) 現状の課題

(3) 対応策 (今後の方針)

ア 経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人の受入れの推進

イ 高度外国人材の受入れの推進

(意見の内容)

上記箇所においては、特に専門的・技術的分野の外国人について、引き続き積極的な受入れを進めていく必要がある旨、専門的・技術的分野の在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく旨、高度外国人材の受入れの推進に取り組んでいく旨等が記述されている。

しかしながら、新経連提言 p.21-23 で指摘しているように、高度外国人材や専門的・技術的分野の在留資格についても、その使い勝手や外国人にとっての魅力という意味では、依然として改善すべき点が多く残されている実態にある。

そのため、例えば、「そうした観点から、現在の高度外国人材や専門的・技術的分野の在留資格が本当に使い勝手の良いものとなっているか、高度外国人材や専門的・技術的分野の外国人にとって魅力あるものとなっているかについて不断に見直しを行っていくことが必要」、「また、そのための手段として、企業・個人に対する税制の見直しも必要」といった趣旨の記述を付け加えるべきである。

【意見 3】

(該当箇所)

Ⅲ 出入国在留管理行政の主要な課題と今後の方針

1 我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

(2) 現状の課題

(3) 対応策 (今後の方針)

ウ 新たな外国人材の受入れ制度の適切・円滑な運用

(意見の内容)

上記箇所においては、特定技能の在留資格の外国人が大都市圏等に過度に集中して就労することとならないよう必要な措置を講じる旨や、特定技能 1 号の外国人を支援する仕組みの定着、社会保険の加入促進・納税義務の履行促進等、特定技能の在留資格の運用等に当たっての課題が記述されている。

特定技能（特に1号）の在留資格については、新経連提言 p.33-34 において、在留期間中に蓄積した技能や日本語能力を、その後の別の在留資格認定や当該在留資格に基づく活動内容において活かせる仕組み（キャリアアップしていけるような仕組み）と、ステップアップした者の家族帯同を認める措置が重要である旨を指摘しているところであり、こうした趣旨も当該箇所反映いただきたい。

【意見4】

(該当箇所)

Ⅲ 出入国在留管理行政の主要な課題

1 我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

(意見の内容)

上記箇所のうち、「(1) これまでの主な取組」においては、「オ 国家戦略特区による特例的な受入れ」として、国家戦略特別区域における特例的外国人受入れについて記述されているが、これについては「(2) 現状の課題」及び「(3) 対応策（今後の方針）」に一切直接関連する記述がない。

しかしながら、例えば家事支援外国人受入れについては新経連提言 p.34 で触れているとおり、これらの特例措置の全国化についても検討を進めていくべきと考えられることから、「(2) 現状の課題」、「(3) 対応策（今後の方針）」において、この旨を記述されたい。

【意見5】

(該当箇所)

Ⅲ 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

2 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化

(意見の内容)

上記箇所においては、生産性の向上、女性、若者や高齢者などの潜在的な労働力の活用等の取組がなされることを前提に、外国人受入れの在り方について検討する旨が記述されている。

しかしながら、外国人受入れは人口減少への対応だけでなく、中長期的に日本の競争力を強化していく観点からも重要であること、女性・若者や高齢者などの潜在的な労働力の活用を図ったとしてもそのみでは明らかに十分ではない。

上記箇所における記述は、ともすれば「生産性の向上、女性、若者や高齢者などの潜在的な労働力の活用等」を行った後に外国人受入れに取り組むとの誤解を与えかねないものとなっていると思われるが、上記の観点から、これらには並行して取り組んでいくべき

との趣旨が明確となるような記述に改められたい。

【意見6】

(該当箇所)

Ⅲ 出入国在留管理行政の主要な課題

2 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化

(意見の内容)

上記箇所においては、専門的・技術的分野以外の外国人の受入れについて、国民的コンセンサスを踏まえつつ幅広い観点からの検討が必須である旨が記述されている。

専門的・技術的分野以外の外国人受入れについて、幅広い観点からの検討が必要なことには同意するが、新経連提言 p.30 でも指摘しているとおり、今後の日本の人口動態や、各国間の人材獲得競争が激しさを増している現状に照らした場合、高度外国人材や専門的・技術的分野の外国人受入れだけでは不足することは明らかであること、専門的・技術的分野以外の外国人であっても社会の多様性を広げ、イノベーションの源泉となり得るほか、専門的・技術的分野の外国人の在留を支える人材となり得ること、専門的・技術的分野以外の外国人も含めて受入れを行うことで、日本が外に対して開かれた国であるとの評判を高めることができることから、こうした点も踏まえた検討を行うべきであり、この点を明確化いただきたい。

【意見7】

(該当箇所)

Ⅲ 出入国在留管理行政の主要な課題

4 外国人材の受入れ・共生のための取組

(2) 現状の課題

(3) 対応策（今後の方針）

6 安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進

(3) 対応策（今後の方針）

イ 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進

② 偽装滞在者対策の強化

(意見の内容)

上記箇所においては、外国人の在留管理に関し、法務省における情報収集・分析機能の強化を図っていく必要性、電子政府の推進に即して関連システムの整備を行っていく旨、偽装滞在者対策のため各行政機関が有する情報の集約・分析、在留カードの偽変造対策を行っていく旨等が記述されている。

新経連提言 p.48 では、こうした観点から、マイナンバー及びマイナンバーカードの効果的活用や、外国人住民のマイナンバーカード所持義務化（在留カードとマイナンバーカードの一体化等）について指摘しているところであり、こうした趣旨を記述いただきたい。

【意見 8】

（該当箇所）

Ⅲ 出入国在留管理行政の主要な課題

4 外国人材の受入れ・共生のための取組

（3）対応策（今後の方針）

（意見の内容）

上記箇所においては、総合的対応策について、関係施策の着実な実施を推進していくとともに、実施状況の的確な把握とフォローアップを行う旨が記述されている。

新経連提言 p.38 でも指摘しているとおり、日本人と外国人の社会的な分断を防ぐ社会統合政策（共生政策）については、生活にかかわる各分野について、生活者としての外国人の立場からの徹底的な見直しが必要とされるものであり、また、継続的に実施していくべきものである。

そのため、総合的対応策のフォローアップを行う際の視点として、施策が所期の効果を十分挙げているかといった視点のほか、ほかに実施すべき施策はないかといった視点が必要であると考えられ、こうした趣旨を明確化されたい。

以上